民間企業に雇用されている方

①利用者

雇用先企業に、「重度障害者等就労支援特別事業(以下、「本事業」という。)を利用するための前提となる雇用助成金について相談

本市に居住し、重度訪問介護、同行 援護、行動援護の支給決定を受けて いる人で、一週間の所定労働時間が 10時間以上の人が対象です。

②雇用先企業

雇用助成金の活用の検討

- ◆活用が可能な場合→本事業の手続きを案内
- ◆活用が難しい場合→本事業の利用は不可

【問合わせ先】

・本事業:浜松市障害保健福祉課 及び各福祉事業所社会 福祉課

• 雇用助成金: JEED静岡

電話054-280-3622

③利用者

支援計画書を作成し、雇用先企業に提出 ※作成にあたり、指定特定相談支援事業所の協力を 得ることができます。 ②で雇用助成金の活用と、本事業の 利用手続きを進めることが決まった 場合。

指定特定相談支援事業所は、支援計 画書作成協力費を請求できます

4雇用先企業

- ・支援計画書作成の支援と確認
- ・JEEDに支援計画書を送付

(5) JEED

支援計画書を確認し、雇用先企業へ返却

⑥雇用先企業

JEED確認済の支援計画書を、利用者に返却

⑦利用者

申請書類一式を、各福祉事業所社会福祉課に提出

⑧福祉事業所 社会福祉課

- ・申請書類の受理、内容の確認
- ・決定(不決定)通知書を利用者へ送付

【申請書類一式】 T本事業の支給申

(第11号様式)

- □本事業の支給申請書(第1号様式)
- □重度訪問介護等の支給決定を受け ていることを示す受給者証の写し
- □支援計画書(雇用先企業及びJEED が確認済のもの)
- □雇用されていることを証する書類 の写し

9利用者

決定通知書を受理

- ・利用する障害福祉サービス事業者と契約
- ・サービスの利用開始

⑩障害福祉サービス

事業者

障害福祉サービスの提供 障害保健福祉課へ給付費の請求

⑪障害保健福祉課

事業者へ給付費の支払い(直接払い)

①障害福祉サービス 事業者

- 給付費の受領
- 利用者負担の徴収

申請後、決定まで1か月程度要しま す。

全国標準システムでは請求できないため、市障害保健福祉課に対して、直接給付費を請求してください。 支払関係書類は、浜松市ホームページに掲載しております。 給付費の請求は、支援を提供した月の翌月10日までに行ってください。

自営業の方

①利用者

福祉事業所社会福祉課に利用の相談

本市に居住し、重度訪問介護、同行 援護、行動援護の支給決定を受けて いる人で、一週間の所定労働時間が 10時間以上の人が対象です。

②福祉事業所 社会福祉課

利用希望者に手続きの案内

指定特定相談支援事業所は、支援計 画書作成協力費を請求できます (第11号様式)

③利用者

- 支援計画書を作成
- ※作成にあたり、指定特定相談支援事業所の 協力を得ることができます。
- ・申請書類一式を、福祉事業所社会福祉課へ提出

④福祉事業所 社会福祉課

- 申請書類の受理、内容の確認
- ・決定(不決定)通知書を利用者へ送付

申請後、決定まで1か月程度要しま

⑤利用者

決定通知書を受理

- ・利用する障害福祉サービス事業者と契約 ・サービスの利用開始

⑥障害福祉サービス 事業者

障害福祉サービスの提供 障害保健福祉課へ給付費の請求

7 障害保健福祉課

事業者へ給付費の支払い(直接払い)

⑧障害福祉サービス 事業者

- 給付費の受領利用者負担の徴収

【申請書類一式】

- □本事業の支給申請書(第1号様式)
- □重度訪問介護等の支給決定を受け ていることを示す受給者証の写し
- 口支援計画書
- □自営業者であることを証する書類 の写し

す。

全国標準システムでは請求できない ため、市障害保健福祉課に対して、 直接給付費を請求してください。

支払関係書類は、浜松市ホームペー ジに掲載しております。

給付費の請求は、支援を提供した月 の翌月10日までに行ってください。